

鳥取県告示第649号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八 頭 町	平成19年度から 平成21年度まで	八頭町(下峰寺の一部)の 地籍図及び地籍簿	八頭町下峰寺の一部	平成22年11月9日
〃	平成20年度から 平成21年度まで	八頭町(福井及び見槻中 の一部)の地籍図及び地籍簿	八頭町福井及び見槻 中の一部	〃
〃	〃	八頭町(奥野(703)の一 部)の地籍図及び地籍簿	八頭町奥野(703)の 一部	〃